

公益社団法人日本社会福祉士会災害対応ガイドライン

組織・運営 ガイドライン第14号
2019年1月19日制定

(目 的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）の倫理綱領に従い、災害による社会の緊急事態に対して専門職のサービスを提供する際に必要な災害対策の基本を定めることにより、社会の安全に寄与することを目的とする。

(災害の定義)

第2条 本ガイドラインにおける「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらす、局所的あるいは広範囲にわたって地域社会の崩壊と人々に心理的外傷を引き起こす出来事をいう。

(支援方針)

第3条 本会の被災地支援の方針は次のとおりとする。

- (1) ソーシャルワークを基盤とした支援
- (2) 被災地が主体となる支援
- (3) 終了後を見据えた継続的な支援

2 ソーシャルワークを基盤とした支援として以下の点に留意して支援を行う。

- (1) ソーシャルワークの知識や技術を活用した支援であること
- (2) 多機関協働、多職種連携でのチームアプローチを考慮すること
- (3) 地域における歴史や文化を尊重すること

3 被災地が主体となる支援として以下の点に留意して支援を行う。

- (1) 被災地では、行政機能の低下や社会資源の需要と供給のバランスが崩壊していることを想定すること
- (2) 行政等との連携に基づくニーズまたは要請に依拠した支援であること
- (3) 被災地が主体となった活動展開を行うこと

4 終了後を見据えた継続的な支援として、以下の点に留意して支援を行う。

- (1) 被災地の状況に応じて数か月から数年に及ぶ継続的な支援を念頭に置くこと
- (2) 一方で、現地の組織や関係機関の機能が回復する終期を見据えた支援であること

(支援の内容)

第4条 本会は前条の支援方針に基づき、以下の支援活動を行う。

- (1) 被災地及び被災地県外の遠隔地において日常生活の再建を支援するための相談援助と、諸関係機関との連携・調整
- (2) 災害が発生した際に被害の度合いを少なくするための地域支援体制の構築
- (3) 前2項の具体的な支援例

- ①被災地の長期にわたる避難所生活や仮設住宅での要支援者把握のための実態調査
- ②地域での生活再建に関するアセスメント、生活ニーズの把握、課題解決に向けた支援
- ③避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等での相談支援、また被災地域住民の代弁者としての支援
- ④地域包括支援センター等への派遣を通じた地域ネットワークの構築支援
- ⑤生活支援相談員等の養成・活動支援
- ⑥スクールソーシャルワーカー等の派遣
- ⑦転居先の支援
- ⑧成年後見制度相談会の開催
- ⑨被災地の社会福祉士の支援等

(災害発生に備えた体制整備)

第5条 本会は、災害が発生した場合に速やかに初期対応ができるよう平時から体制整備のために次のことを行う。

- (1) 災害時の通信連絡手段の検討
- (2) 緊急連絡網の作成及び整備
- (3) 各都道府県社会福祉士会災害対応マニュアル策定の支援
- (4) 災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法の確立
- (5) 行政及び関係機関との連携強化
- (6) 災害支援コーディネーター人材の養成
- (7) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

2 災害対応ブロック幹事社会福祉士会（以下「ブロック幹事」という。）を以下のブロック毎に置くものとする。ブロック幹事については、ブロック内で協議のうえ、できる限り複数置くものとする。なお、ブロック幹事の任期は、単年ではなく、複数年の担当を目途とする。

- (1) 北海道ブロック：北海道
- (2) 東北ブロック：青森県・岩手県・宮城県・山形県・秋田県・福島県
- (3) 関東甲信越ブロック：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県
- (4) 東海北陸ブロック：富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
- (5) 近畿ブロック：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
- (6) 中国ブロック：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
- (7) 四国ブロック：徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- (8) 九州・沖縄ブロック：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

3 本会は都道府県社会福祉士会（以下「県士会」という。）の実情に合わせブロック幹事との連絡会議を行うことができる。

4 ブロック幹事は、次のことを行いブロック内での体制整備を進めるとともに、本会との連携強化を図る。

- (1) 定期的な情報交換会の開催
- (2) ブロック内での災害時の通信連絡手段の検討
- (3) ブロック内での緊急連絡網の作成及び整備

- (4) ブロック内各社会福祉士会の災害対応マニュアル策定の支援
- (5) ブロック内での災害対応に必要な物品の調達及びその活用方法の確立
- (6) ブロック内での自治体及び関係機関との連携強化
- (7) その他必要な措置及び活動体制に関する事項

5 医療や保健分野等との連携を視野に入れ、平常時から自治体及び各種支援団体と関わりを持ち、日々の活動の中でネットワークを構築し、体制整備のために次のことを行う。

- (1) 県士会の災害担当理事の配置
- (2) 災害対応委員会等の組織の設置・運営
- (3) 災害時対応に備えた予算の確保の検討
- (4) 災害対応マニュアルの策定
- (5) 災害支援活動者の養成・登録
- (6) 県士会会員が所属する職場への啓発
- (7) 福祉避難所の指定状況の確認及び福祉避難所指定の働きかけ
- (8) 災害福祉支援ネットワークへの参画等、自治体及び各種団体との連携・協働

(本会災害対策本部の設置)

第6条 災害が発生した際は、本会会長・副会長で協議を行い、本会災害対策本部の設置等について判断する。

2 本会災害対策本部設置の判断基準は次のとおりとする。

- (1) 被災地社会福祉士会（以下「被災県士会」という。）単独では対応困難な規模の災害の場合
- (2) 複数の都道府県にまたがる広域災害の場合
- (3) その他、本会会長・副会長での協議に基づき必要と認めた場合

3 本会災害対策本部長（以下、「本部長」とする）は本会会長とする。ただし、本会会長がやむを得ない状況により、本会災害対策本部の指揮を執り行うことが出来ない場合は本会副会長が代行として指揮を執る。なお、本会会長の代行となる本会副会長は、理事会で定められた順位とする。

4 本会災害対策本部の構成員は、本会本部長、本会事務局長及びその他、本部長が定めた者とする。

5 本会災害対策本部は事務局に置く。ただし、それによらない場合は、本部長が判断し、別の場所に置く。

6 本会事務局員は本会災害対策本部要員として、円滑に本会災害対策本部が機能するよう実務を担う。

7 本会災害対策本部は、災害発生より、(1) から (2) を1週間以内、(3) から (5) については1か月以内を目途に行う。

(1) 被災状況の情報収集

①被災県士会事務局に状況確認

ア 本会事務局員は、原則、震度5弱以上の地震や大雨特別警報等が発令され避難者が多くいる場合等を目安に、被災県士会事務局へ電話等により状況確認を行う。

イ 別紙「被災状況報告様式」等により、被災県士会事務局の状況、会員の安否、本会からの支援の必要性、被災県士会の動き等を確認する。被災県士会に動きがある

場合は、引き続き報告を依頼する。

②県士会メーリングリスト（以下「県士会 ML」という。）による情報提供

ア 被災県士会が災害対策本部を立ち上げることになった場合は、本会事務局員は前項で得られた情報について県士会 ML により県士会に報告する。

イ 被災県士会に対し見舞金を支払った場合は、本会事務局員は県士会 ML により県士会に報告する。（見舞金の支払については、別途定める。）

③先遣隊による状況確認

ア 被災県士会へ先遣隊の派遣が必要な場合は、すみやかに本部長が指名した理事が先遣隊を担い被災県士会と本会との連絡調整を担う。

イ 先遣隊は別紙「被災状況報告様式」を活用する。

ウ 先遣隊もしくは事務局員は適宜、県士会 ML により県士会に報告する。

(2) 本会災害対策本部は活動資金の予算措置を協議すること

(3) 被災地の状況とニーズを把握したうえで次の項目について計画策定すること

①支援活動内容（支援の方法、支援の対象者等）

②支援開始時期及び支援期間

③支援対象地域、活動拠点の確定

④宿泊先

⑤全国の個人会員への協力要請の必要性の有無

⑥保険、事故時対応

⑦その他必要な項目

(4) 被災県士会及び被災地区のブロック幹事と協議のうえ、必要に応じ被災地外の県士会に協力を依頼すること

(5) 本会災害支援活動方針及び計画の広報

(災害の局面に応じた対応)

第7条 本会は、時間の経過とともに変化する災害の局面を考慮し、以下の期間を目安に支援活動を行う。

(1) 災害発生に備えた体制整備 災害発生までに

(2) 災害発生時の初期対応 1週間～1か月

(3) 応急支援活動 1か月～3か月

(4) 復旧・復興支援活動 3か月～状況に応じ

2 初期対応期には、被災直後の混乱・安全の欠乏に対する市民の安否確認や安全確保を図り、二次災害を防止することを目的に次の活動を主とする。

(1) 災害状況等の情報収集と災害支援活動計画の立案

(2) 厚生労働省及び被災地自治体等への支援協力の申し入れ

3 応急支援活動期には、災害のダメージを受けた状態から常態に戻すために必要な支援の充実を図ることを目的に、次の活動を主とする。

(1) 被災自治体等との協議及び連携

(2) 避難所及び福祉避難所等での生活ニーズの把握と支援活動の開始

(3) 支援活動状況の把握と活動内容の分析

(4) 支援活動の広報

4 復旧・復興支援活動期には、被災者の生活基盤、被災地域の社会基盤を可能な限り回復させることを目的に次の活動を主とする。

- (1) 被災自治体等との連携
- (2) 被災者及び被災地域のニーズ把握と支援
- (3) 被災地自治体等への復興支援策等の提案・助言

(派遣にかかわる災害発生後の動き)

第8条 支援は、本会災害対策本部と被災県士会及び被災地区のブロック幹事が協議のうえ決定し、次の3段階の体制を構築する。ただし、災害状況等の変化により、柔軟に体制を変更する。

- (1) [第1段階] 被災県士会による体制の構築を基本とし、被災県士会による支援調整（想定：一つの都道府県の特定区域に災害が発生した場合）
- (2) [第2段階] 被災地区の災害対応ブロック内社会福祉士会による応援体制の構築を基本とし、被災地区のブロック幹事による支援調整（想定：一つの都道府県の複数の地域に災害が発生した場合）
- (3) [第3段階] 全国の社会福祉士会による応援体制の構築を基本とし、本会による支援調整（想定：一つの都道府県の全域または複数の都道府県の区域に災害が発生した場合）

2 県士会会員の被災県士会への派遣に関する役割は次のとおりとする。

(1) 本会の役割

- ①被災県士会との協議、連絡調整
- ②被災地区のブロック幹事との協議、連絡調整
- ③被災地外県士会へ会員派遣の要請
- ④活動拠点と宿泊先の確保・調整
- ⑤県士会との派遣調整・報告、情報共有

(2) 被災地区のブロック幹事の役割

- ①本会との協議、連絡調整
- ②被災県士会との協議、連絡調整
- ③ブロック内の県士会との派遣調整・報告、情報共有
- ④被災県士会の支援活動を行った会員の報告

(3) 会員を派遣する県士会の役割

- ①本会または被災地区のブロック幹事との協議、連絡調整
- ②会員からの活動報告の受領
- ③支援活動及び目的等を共有するためのオリエンテーション並びに報告会の実施
- ④本会または被災地区のブロック幹事へ支援活動を行った会員の報告
- ⑤会員に向けた情報発信

(4) 被災地県士会の役割（可能な限り行うものとする）

- ①支援受け入れ体制の整備
- ②支援活動者の支援

(避難者の受入にかかわる災害発生後の動き)

第9条 被災地から避難者を受入れている都道府県において、当該避難者の支援が可能な県士会は次のことを行う。

(1) 避難者を受け入れている自治体へ社会福祉士会として支援が可能である旨の申し入れ

(2) 避難者への支援

- ①避難所運営の支援
- ②避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等での相談支援
- ③避難者交流の支援
- ④スクールソーシャルワーカー等の派遣
- ⑤転居先の支援
- ⑥成年後見制度相談会の開催
- ⑦その他必要な支援

(災害時の情報の取扱・共有と発信)

第10条 本会及び県士会相互において、可能なかぎり文書で伝達するが、やむを得ず口頭のみでやり取りする場合は、情報伝達の行き違いをなくすため、情報の受け手側は復唱し確認する。支援終了後の評価・検証の資料とするため、記録は残すこととする。

2 災害支援活動時において得られる個人情報、関係法令及び本会倫理綱領並びに行動規範に基づき、安全かつ厳密に管理し、また、それらは活動先に帰属するものとして、適切に取り扱う。

3 本会、被災県士会、ブロック幹事及び派遣側の県士会は情報の共有と発信のため次のことを行う。

- (1) 本会、被災県士会、被災地区のブロック幹事及び派遣側の県士会は、支援ニーズや支援方針、支援状況のモニタリング及び活動評価等について、情報の共有を図ること
- (2) 本会、派遣側の県士会は、派遣・登録している支援者情報の共有を図ること
- (3) 本会は、災害支援等に関する情報を会員等にホームページや広報誌等を通じて発信すること

(マスコミへの対応)

第11条 マスコミ対応への指示は、本会本部長もしくは代行者が行う。

(支援の終結)

第12条 支援活動の主体は、活動の終結時期等の決定にあたっては、活動先の関係機関と十分協議することとする。なお、支援の終了による影響を避けるため、被災県士会は終結後も必要に応じて、可能な限り継続的な相談・支援にあたるものとする。

(支援の評価)

第13条 本会災害対策本部等の災害対応における分析を行うとともに、災害支援の実践活動を総合的に振り返り、将来に発生が予想される災害対応に結び付けるための対策を講ずる。

(改廃)

第14条 このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

2019年1月19日制定、施行
(別紙) 被災状況報告様式

(□がある箇所は☑を、無い箇所は○で囲んでください。)

記入日：●年●月●日

災害概要		暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火・火事・爆発・その他 () (例) 台風○号による豪雨災害、○月○日の震度○の地震による被害等 (報道されている災害の呼称等)	
1 都道府県社会福祉士会名			
2 記入者氏名 (役職)			
3-1 会員の安否確認状況 <input type="checkbox"/> 確認中 <input type="checkbox"/> 確認予定 <input type="checkbox"/> 確認済み <input type="checkbox"/> 役員のみ確認済み <input type="checkbox"/> 確認困難			
3-2 安否状況 役員 () 人中 () 人 確認済み [被害なし () 人、建物被害 () 人、負傷 () 人、死亡 () 人] 会員 () 人中 () 人 確認済み [被害なし () 人、建物被害 () 人、負傷 () 人、死亡 () 人]			
4-1 事務局の被災状況 <input type="checkbox"/> 被害あり (倒壊の恐れあり・インフラ途絶 (電気・水道・ガス・電話、ネット回線)・事務局員の傷病) <input type="checkbox"/> 被害なし			
4-2 事務局機能の状況 <input type="checkbox"/> 通常営業不可 (PCのみで情報管理・避難所等での活動・その他 ()) <input type="checkbox"/> 通常営業可			
5-1 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 設置済み (月 日) <input type="checkbox"/> 設置予定 (月 日頃)		6 現時点での支援活動等 (予定含む) <input type="checkbox"/> 情報収集 <input type="checkbox"/> 行政等への支援申入れ (申入先:) <input type="checkbox"/> 避難所・福祉避難所等での活動 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターでの活動 <input type="checkbox"/> 行政等との協定等に基づく支援 (内容:) <input type="checkbox"/> ばあとなあ受任者への支援 (内容:) <input type="checkbox"/> その他 ()	
5-2 災害対策本部の設置場所 ・連絡担当者氏名及び連絡先(携帯電話) 氏名: _____ (携帯 TEL: _____)			
5-3 災害対策本部 構成員			
	役職	氏名	
本部長			
7 自治体及び関係団体との連絡・連携状況及び予定			
8 初動の支援で想定されること (例:支援活動者の募集、支援活動資金の調達など)			
9 現時点で日本社会福祉士会及び他都道府県社会福祉会に要望すること			
9-1 物的支援 (必要に応じて追加してください) ・品名 [] 数量 [] ・その他 (できるだけ具体的に) []			
9-2 人的支援 (必要とする人材、人数、当面の期間)			
9-3 財政支援 (要 ・ 不要 ・ 現時点で不明)			
9-4 いつから上記の支援を必要とするか ●月●日 (●) から			
10 その他			